

○小千谷市宅地開発支援事業補助金交付要綱

令和3年3月19日告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、居住環境の良好な住宅地の形成及び定住人口の増加に寄与するため、宅地開発を行う事業者に対し、予算の範囲内において小千谷市宅地開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、小千谷市内において宅地の供給を目的とした開発を行う事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる開発事業（以下「補助対象事業」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条の規定による本市の用途地域（以下「用途地域」という。）内又は農業振興地域白地地域（以下「白地地域」という。）内において、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 用途地域内にあつては1団地3戸以上の宅地が確保されるものとし、白地地域内にあつては1団地1,000平方メートル以上であること。
- (2) 小千谷市開発行為指導要綱（平成2年小千谷市告示第30号）に基づく事業であること。ただし、1,000平方メートルに満たないものにあつては、同指導要綱の規定の例による。
- (3) 分譲区画面積は、1区画の平均が60坪以上であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の経費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 取付道路及び区域内道路の新設、改良、舗装工事費（用地費を除く。）。ただし、道路幅員は6メートル以上、その他の道路構造については小千谷市市道認定基準によるものとし、袋路状道路の場合は、転回広場を設けること。
- (2) 消雪用井戸削井及び消雪パイプ敷設工事費

- (3) ガス本支管及び水道配水管（消火栓を含む。）敷設工事費
- (4) 下水道管敷設工事費
- (5) 公園、広場又は緑地の造成工事費。ただし、1平方メートル当たりの造成経費は、1万円を上限とする。
- (6) 補助対象事業に直接関連する用地測量費、開発事業計画図等作成費等（補助金の額等）

第5条 補助金の額、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 別表に掲げる基本分（宅地開発支援事業）の補助金の交付を受けようとする事業者（次条第1項において「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する日の20日前までに、小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宅地造成区域位置図
- (2) 現況平面図
- (3) 土地利用計画平面図
- (4) 排水施設・給水施設計画平面図
- (5) 道路計画縦・横断面図
- (6) 道路構造図
- (7) 道路整備に要する経費（測量試験費、用地購入費及び工事費）内訳書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の補助対象事業につき1回限りとする。

3 第1項の規定による申請に加え、別表に掲げる追加分（移住定住促進事業）の補助金の交付を受けようとする者（次条第2項において「申請者」という。）は、小千谷市宅地開発支援事業補助金（移住定住促進事業費）交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土地売買契約書の写し及び当該土地の位置図
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 前項の規定による申請は、同一年度につき1回限りとし、次条第1項の規定による交付決定を受けた日の属する年度から5年度間申請することができる。ただし、

交付申請することができる分譲区画数の上限は、当該補助対象事業全体の分譲区画数の2分の1以内とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、小千谷市宅地開発支援事業補助金（移住定住促進事業費）交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了した日から起算して14日以内に小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、法第29条の規定による開発行為の許可を受けた事業における実績報告書の提出期限は、法第36条に規定する工事完了の検査済証の交付を受けた日から起算して14日以内とする。

(完了検査)

第9条 市長は、実績報告書を受理した日から起算して14日以内に完了検査を実施するものとする。ただし、法第36条に規定する工事完了の検査済証の交付を受けた事業は、完了検査を省略することができる。

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、前条の完了検査を実施し、当該補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年3月28日告示第28号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年7月20日告示第112号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日告示第25号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日告示第56号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小千谷市宅地開発支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされた補助金について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分		補助基準額	補助率	補助金額
基本分	宅地開発支援事業費	補助対象経費を分譲区画数で除した額とし、1区画当たりの上限額は、400万円とする。ただし、これに1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。	2分の1	1区画当たりの上限額は、200万円とする。ただし、これに1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
追加分	移住定住促進事業費	同上	2分の1	同上
	要件	小千谷市定住促進マイホーム取得補助金交付要綱（令和2年小千谷市告示第17号）第2条第8号の転入者が、分譲区画を購入する場合は、追加分（移住定住促進事業費）を申請することができる。ただし、申請することができる分譲区画数の上限は、当該補助対象事業全体の分譲区画数の2分の1以内とする。		

小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）交付申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者

住所

氏名（名称等）

電話番号

年度小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）の交付を受けたいので、小千谷市宅地開発支援事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

1	交付申請額 ※1,000円未満切捨	円 (a) × (d)
2	完了予定年月日	年 月 日
3	補助対象分譲区画の所在地	小千谷市
4	補助対象分譲区画数	区画 (a)
5	補助対象経費	円 (b)
6	1区画当たり補助基準額 ※1円未満切捨、上限額400万円	円 (c) = (b) ÷ (a)
7	1区画当たり補助金の額 ※1円未満切捨、上限額200万円	円 (d) = (c) × 1/2

添付書類

- 宅地造成区域位置図
- 現況平面図
- 土地利用計画平面図
- 排水施設・給水施設計画平面図
- 道路計画縦・横断面図
- 道路構造図
- 道路整備に要する経費（測量試験費、用地購入費及び工事費）内訳書
- その他

小千谷市宅地開発支援事業補助金（移住定住促進事業費）

交付申請書兼実績報告書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者

住所 _____

氏名（名称等） _____

電話番号 _____

年度小千谷市宅地開発支援事業補助金（移住定住促進事業費）の交付を受けたいので、小千谷市宅地開発支援事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

1	交付申請額 ※1,000円未満切捨	円 (a) × (b)
2	小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）交付決定日、番号	年 月 日付 小建第 号
3	補助対象分譲区画数 ※宅地開発支援事業費補助金交付申請書(a)欄	区画
4	1区画当たり補助金の額 ※宅地開発支援事業費補助金交付申請書(d)欄	円 (a)
5	交付申請分譲区画数	区画 (b)
		過年度申請分
		年度 区画
		年度 区画
		年度 区画
		年度 区画
		合計 区画

添付書類

土地売買契約書の写し及び当該土地の位置図

その他

第 号
年 月 日

様

小千谷市長 印

小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、 年度小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額	円
2 交付条件	(1) 補助金の対象となる事業及びその内容は、小千谷市宅地開発支援事業補助金交付要綱の規定及び小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）交付申請書に記載のとおりであること。 (2) その他

第 号
年 月 日

様

小千谷市長 印

小千谷市宅地開発支援事業補助金（移住定住促進事業費）

交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった、 年度小千谷市宅地開発支援事業補助金（移住定住促進事業費）について、次のとおり決定し、補助金の額を確定したので通知します。

1 交付確定額	円
2 交付条件	(1) 補助金の対象となる事業及びその内容は、小千谷市宅地開発支援事業補助金（移住定住促進事業費）交付申請書兼実績報告書に記載のとおりであること。 (2) その他

様式第5号（第8条関係）

小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）実績報告書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者

住所

氏名（名称等）

電話番号

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）に係る事業を完了したので、小千谷市宅地開発支援事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定額	円
2 精算額	円
3 事業完了年月日	年 月 日

私は、補助金を次の金融機関に口座振込することを申し出ます。

金融機関名	(銀行・信用組合・金庫・農協) (本店・支店)
預金種別	(普通 ・ 当座)
口座番号	
口座名義	フリガナ 氏名（名称等）

※ 口座名義は申請者（請求者）と同一であること。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小千谷市長 印

小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した、小千谷市宅地開発支援事業補助金（宅地開発支援事業費）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 確定額	円
-------	---